

借りたいが、借りても返せない奨学金

かつての日本育英会がなくなり、10年前に独立行政法人「日本学生支援機構」という組織に変わりました。

大学へいきたいがお金がないという人に、300万円から800万円を貸しています。大学を卒業して原則として半年たつと返還が始まります。月1万円～3万円を返していくわけですが、今は就職難で、卒業しても就職できない人、就職できたのはいいが非正規労働。今若い人の5割ぐらいが非正規です。賃金が安いので、奨学金を借りても返せないので。

しかし、学生支援機構は、返せない人に対して、何ヶ月か延滞するとブラックリストに載せたり、裁判をおこしてまで厳しく取りたてる。消費者金融と同じような手法であり、奨学金事業でそんなことをやっていいのかと問題になっています。

大学の学費がものすごく上がっているため、奨学金の利用者も増えています。

今から54年前、1960年には、国立大学の学費は1年間に1万円の時期があります。私立大学でも1年間で7万円でした。

しかし2010年には、私立大学は初年度131万円（文系・理系などの平均）、国立大学でも81万円払わないと大学にいけない。一方で親の収入は逆に下がっており、1988年の親の世代の平均年収は544万円だったのが、2009年は438万円、10年間で100万円以上も下がっています。

金がないなら頑張って国立大学へいけばいいじゃないかという方もありますが、国立なら何とかなるという時代ではありません。

大学にいかなくとも高卒で働けばいいではないかというご意見もありますが、1992年には、新規高卒者に対する求人�数が167万件あったのが、どんどん減ってきて、2010年は19万件しかない。新規高卒者の求人が9割近く減っています。高卒では就職できないから奨学金を借りて大学へいく、という構造になっています。

もうひとつこれは誤解ですが、高校生は勉強しようがしまいがみんな大学へいく、いきすぎなのではないかと言われる方もあります。しかし、アメリカや韓国の大学進学率は7割台で、OECDの平均でも62%。しかし日

お金の心配なく学べる国に



鶴田 譲さん
(埼玉奨学金問題ネットワーク
事務局長、弁護士)

昨年9月に有志が集まり、埼玉奨学金問題ネットワークが設立され、私が事務局長をしております。

本はまだ51%にとどまっているのです。

奨学金は「あげる」タイプが世界の常識

国の事業である日本学生支援機構の奨学金は「貸す」タイプです。世界的には奨学金というは「あげる」タイプのもので、「貸す」タイプはローンと言って区別しています。しかし日本はなぜか「貸す」ものを奨学金と言っています。OECD加盟34ヶ国の中で、「あげる」タイプ「給付型奨学金」がないのは日本とアイスランドしかない。しかしアイスランドは大学の学費は無料です。

大学の学費が高く、しかも「あげる」奨学金がないのは日本だけです。日本はそれくらい、教育に対して国がお金を出していません。

「貸す」タイプでも無利子と有利子があります。1984年に有利子タイプの枠ができ、最初は無利子タイプのおまけみたいなもので、時期が来たら廃止しようということになっていたのですが、その後どんどん有利子タイプが増え、利率が年3%の奨学金を借りている学生が増えてしまいました。学生支援機構は民間の銀行からお金を借りて運用しているので、市民が教育のために借りたお金が銀行の利益になるのです。だからこれは金融事業なのではないか、と私たちは批判をしています。

返済について、教員とか大学の研究者になれば返済が免除されるのではなかったかというご意見もありますが、教職員の返還免除制度は98年に廃止され、研究者も2004年に廃止されているので、今や免除される職業はありません。

現在、学生支援機構の奨学金を返済している人は約300万人ですが、3回続けて延滞している人が約20万人(6・6%)。返還猶予制度もありますが、運用が厳しく使いづらい。2009年ごろから回収・取り立てを厳しくやるようになり、当人の職場に電話して取り立てたりするのです。消費者金融は職場への取り立ては、貸金業法でやってはいけないので、学生支援機構はやっている。なぜなら学生支援機構は貸金業者ではないから法律の適用を受けないというわけです。

返せるのにわざと返さない人もいるのでは、との意見もありますが、延滞者の80%が年収300万円以下で、返せる状況にありません。

私たちや多くの団体などが学生支援機構のやり方に

批判を強めたところ、今年の4月から制度が少し改善され、それまで年10%という高額の延滞金が5%に下げられました。また、無利子の枠が増えたり高校生に給付型奨学金制度ができました。しかし、抜本的な改善にはなっていません。

「経済的徴兵制」が日本でも…?

奨学金の問題は憲法26条(教育を受ける権利)に関わりますが、9条とも無縁ではありません。

文部科学省の「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」(今年5月)で、委員の一人(経済団体関係者)が、奨学金を返せない人には防衛省にインターナンシップ(職業体験研修)に行ってもらえばいいのではというような発言をしました。アメリカでは軍隊が奨学金の利用者リストを持っていて、軍隊に入れば奨学金を肩代わりするという。それと同じようなことを想定して発言したのではないかと思います。さすがに批判が集中しました。貧困層を軍隊に入れることを「経済的徴兵制」と呼んでいますが、このように利用される制度にもなりかねません。

埼玉奨学金問題ネットワークは、現在会員が49名で、大学や高校の教員、弁護士、司法書士、保護者などが参加しています。奨学金の無料電話相談や、高校の先生への説明を重視しています。奨学金の改善を求める意見書を地方議会へ提出しており、桶川市議会では採択されました。引き続きこのような活動をすすめていきたいと思います。

